

公益社団法人空気調和・衛生工学会  
資金運用規程  
平成 26 年 3 月 13 日 理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下「当法人」という。)の経理規程第27条に規定する有価証券の取得及び売却について、財産の運用及び管理に関する方針、並びに手続について必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 基本財産は、その目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努める。

2 その他の財産は、元本返還の確実性が高く、かつ、可能な限り高い運用益が得られる方法により運用するように努める。

(財産運用責任者)

第3条 財務理事を財産運用責任者とする。

2 理事会は、財産運用責任者を監督し、必要に応じて報告を求め、適切な指示をしなければならない。

(財産運用の対象)

第4条 基本財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債

2 基本財産以外の財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第3号に規定する運用対象
- (2) 円建て債券
- (3) 円建て金銭債権等の資産流動化商品
- (4) 円建て公社債投資信託
- (5) 日々決算を行う円建て追加型公社債投資信託

3 前2項にかかわらず、理事会が本規程第4条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前2項に掲げる資金運用対象以外のものに適用することができる。

(信用格付け)

第5条 金融庁に登録を受けた各付会社(信用格付業者)のうち2つ以上の格付基準にて原則としてA+以上の格付があるものを運用対象とする。

(債券等の格付低下への対処)

第6条 前条に定める格付評価基準により購入した運用対象が、保有中に第5条に規定する格付基準に抵触した場合は、財産運用責任者は、その対策について代表理事と協議の上、速やかに対処しなければならない。

2 前項の対処内容について、財産運用責任者は、事後的に理事会に報告する。

(理事会報告)

第7条 財産運用責任者は、財産運用の経過及び結果について、四半期会計報告時に理事会へ報告する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、財務理事が起案し、理事会の決議を得る。

附 則

1.本規程は、平成26年3月13日より施行する。